1. 認定制度の変遷と寄附税制の活用状況等

特定非営利活動法人制度をめぐる経緯

平成7年	1月17日	阪神・淡路大震災発生
平成8年	12月	「市民活動促進法案」第139回国会提出(議員立法) 以後、継続審議
平成10年	3月19日	「特定非営利活動促進法」(以下、NPO法)が全会一致で成立 (同年12月1日施行)
平成11年	8月5日	超党派のNPO議員連盟が発足
平成13年	10月1日	認定NPO法人制度(以下、認定制度)の創設・認定特定非営利活動法人へ寄附金について所得控除を導入 (平成13年度税制改正)
平成23年	6月15日	<u>改正NPO法が全会一致で成立(平成24年4月1日施行)</u> ・認定制度の見直し(仮認定制度の導入等) ・NPO法人の認証・認定事務を地方自治体に一元化 等
	6月30日	認定NPO法人の税制上の優遇措置の拡充、認定基準の緩和 ・認定NPO法人等への寄附金について、税額控除も選択可能 ・PST基準(パブリック・サポート・テスト)の緩和 (平成23年度税制改正)

平成23年度税制改正及び特定非営利活動促進法改正の概要

○寄附税制の対象となる認定制度

改正前

- ●以下の基準を満たさなければならない。
 - ・寄附金が総収入に占め る割合が 1 / 5 以上
- ●PST基準 を含む全ての 要件を満たした法人のみ 認定
- ●認定NPO法人等への寄 附者は所得控除のみ可能

PST基準 の緩和

仮認定制度 の導入

税額控除 の導入

改正後

- ●以下の3つのうち、いずれか1つを選択可能
 - ・寄附金が総収入に占める割合が 1 / 5 以上
 - ・各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人 以上から受けること
 - ・地方公共団体が個別に条例で指定すること
- ●設立5年未満の法人について、PST基準を満たさなくても、他の基準を満たせば税制上の優遇措置を受けることができる仮認定制度を導入(3年間有効)経過措置:3年間は設立後5年以上の法人にも適用
- ●認定法人・仮認定法人への寄附者は所得税の所得控除に代えて<u>税額控除を選択可能</u>(地方税とあわせて最大50%)

○認証及び認定の事務

改正前

- ●2以上の都道府県にまた がる法人の認証事務は内 閣府が実施
- ●認定事務は国税庁で実施

認証・認定 事務を自治 体に一元化

<u>改正後</u>

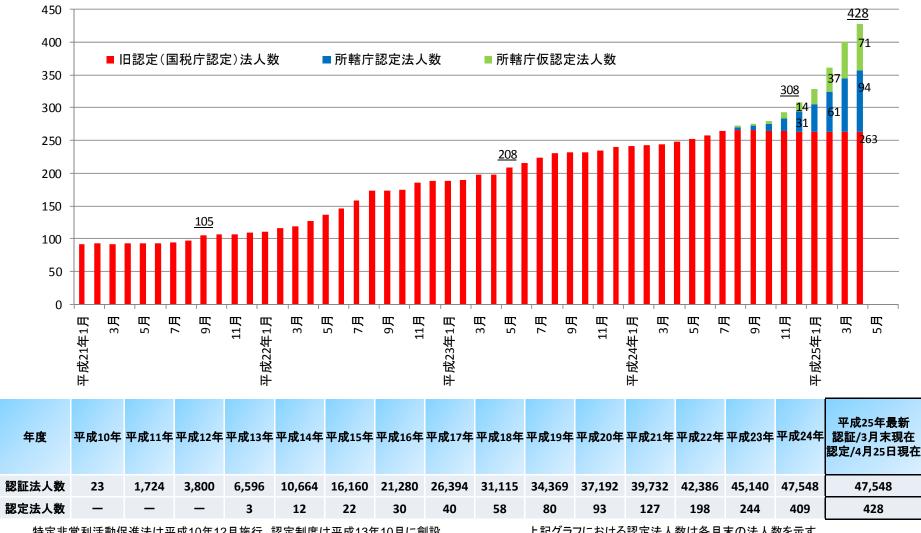
- ●2以上の都道府県にまたがる法人の<u>認証事務を地</u> 方自治体へ移管
- ●認定事務も地方自治体で実施

PSTは、「パブリック・サポート・テスト」の略。広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準。

特定非営利活動法人の認定・認証数の推移

〇認定数は改正特定非営利活動促進法施行後急速に増加。現在、175件の申請が審査中(平成25年3月末時点)であ り、今後も着実な増加が期待される。

総認定件数428件、所轄庁認定165件(認定94件、仮認定71件(平成25年4月25日現在))



特定非営利活動促進法は平成10年12月施行。認定制度は平成13年10月に創設 認定法人のうち国税庁認定と所轄庁認定が重複する法人は総認定件数において1法人と数える 下表認証法人数及び認定法人数は各年度末の法人数を示す

上記グラフにおける認定法人数は各月末の法人数を示す 下表平成24~25年度の認定法人数には、仮認定法人数を含む

所轄庁別認証・認定特定非営利活動法人数の状況

- 〇認証数・認定数ともに、東京・神奈川といった首都圏や、大阪、愛知、福岡などの大都市圏が多い。
- 〇改正法施行後一年が経過し、全国各地で所轄庁認定・仮認定法人が誕生しており、認定が出ていない都道 府県は残り2県(福井県、滋賀県)のみとなっている。

		1	1	
所轄庁	認証	所轄庁認定	所轄庁仮認	
	法人数	法人数	定法人数	法人数
北海道	1,087	1		2
青森県	353	1	1	
岩手県	428	2	1	
宮城県	321			1
秋田県	318			2
山形県	387	2		1
福島県	730	2		1
茨城県	696	3	1	5
栃木県	558	2		4
群馬県	774	2		
埼玉県	1,544	3	5	2
千葉県	1,538	5	4	7
東京都	9,391	22	20	134(1)
神奈川県	1,330	2		8
新潟県	396		2	3
富山県	336	1	1	
石川県	347	1	2	
福井県	241			
山梨県	406		1	1
長野県	934	1		4
岐阜県	727	2	1	2
静岡県	648			1
愛知県	998	1	3	5

所轄庁	認証	所轄庁認定	所轄庁仮認	
	法人数	法人数	定法人数	法人数
三重県	639		2	1
滋賀県	595			
京都府	488	2		
大阪府	1,633	1		2
兵庫県	1,249	3		4
奈良県	475			1
和歌山県	362		1	
鳥取県	233		1	
島根県	260	3	3	1
岡山県	396	1		
広島県	435			1
山口県	411	1		
徳島県	314		1	
香川県	319			1
愛媛県	405	1	1	2
高知県	302	1		1
福岡県	777			1
佐賀県	351	2		1
長崎県	447		2	2
熊本県	367			
大分県	494	1		
宮崎県	398			1
鹿児島県	795			2

所轄庁	認証 法人数	所轄庁認定 法人数	所轄庁仮認 定法人数	国税庁認定 法人数
沖縄県	579		2	2
札幌市	857	2	3	6
仙台市	388	1	1	2
さいたま市	373	3	2	1
千葉市	341			
横浜市	1382	7	3	12
川崎市	330		1	
相模原市	184			2
新潟市	228			1
静岡市	286			
浜松市	214			1
名古屋市	723			9
京都市	795			5
大阪市	1451	7	4	3
堺市	247			
神戸市	675	2		3
岡山市	294	2	1	4
広島市	365			1
北九州市	267			2
福岡市	631	1		7(1)
熊本市	305	_	1	_
全国	47,548	94	71	265(2)
	,	165		,-,
		総認定法人数		428

[※]認証法人数は3月末日現在、認定法人数は所轄庁認定(4月25日現在)及び国税庁認定(4月1日現在)の合計

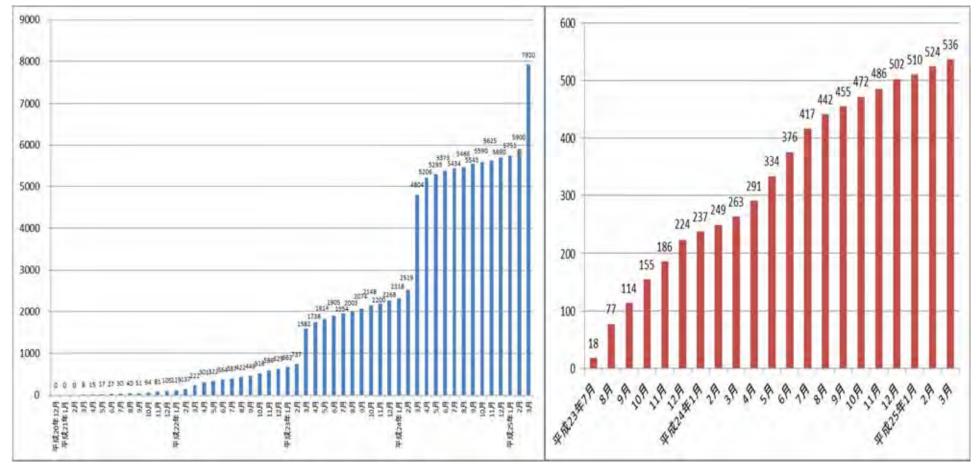
[※]国税庁認定法人数のうち括弧書きは所轄庁認定との重複法人数であり、総認定法人数よりその数を除く

公益法人数とその税額控除対象数の推移

公益法人の認定件数は近年大幅に増加している。また、税額控除の証明を受けた公益法人数は、平成25年3月末時点で536法人となっている。

①公益法人の認定件数の推移(内閣府、都道府県の合計値)

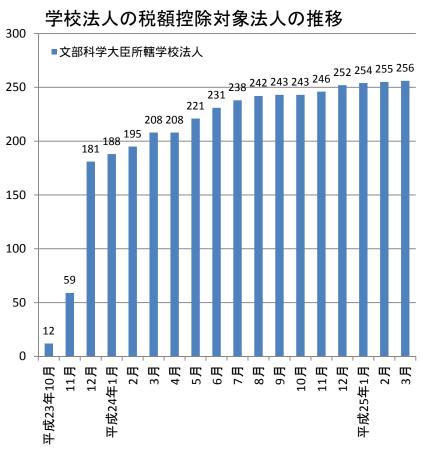
②税額控除の証明を受けた公益法人数の推移



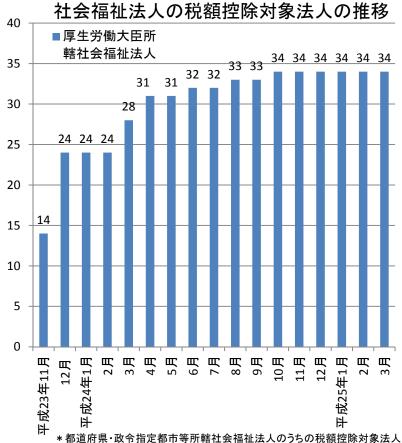
平成25年3月に内閣府がとりまとめた「特例民法法人に係る移行動向調査結果」によると、内閣府に移行申請を行う法人のうち、2,244が公益法人への移行を選択する見込みであり、移行期間終了時の内閣府所管の公益法人は、新規に公益認定された法人も含めると約2,300法人以上となる見込み。

学校法人及び社会福祉法人の税額控除対象法人の推移

- 〇学校法人の税額控除対象法人は、文部科学大臣所轄で256法人(平成25年3月時点)、 都道府県所轄で84法人となっている(平成25年1月時点)。
- 〇社会福祉法人の税額控除対象法人は、厚生労働大臣所轄で34法人、都道府県・政令 指定都市等所轄で385法人となっている(平成24年10月時点)。



* 都道府県所轄学校法人のうちの税額控除対象法人は、平成23年10月時点 の11法人から平成25年1月時点の84法人に増加。



税額控除対象法人数の一覧

()内は集計時点

	法人数		税額控除の対象法人数	
				うち絶対値基準(注)
	全体	7, 920 (H25/3/31)	536 (H25/3/31)	405 (H25/3/31)
公益社団法人 公益財団法人	 国 所管	2, 049 (H25/3/31)	249 (H25/3/31)	190 (H25/3/31)
	地方	5, 871 (H25/3/31)	287 (H25/3/31)	215 (H25/3/31)
	 全体 	7, 951 (H24/5/1)	340	337
学校法人	国	673 (H24/5/1)	256 (H25/3/26)	255 (H25/3/26)
	地方	7, 278 (H24/5/1)	84 (H25/1/21)	82 (H25/1/21)
	 全体 	19, 610 (H24/3/31)	419 (H24/10/1)	402 (H24/10/1)
社会福祉法人	 国 所管	364 (H24/3/31)	34 (H24/10/1)	31 (H24/10/1)
	地方 所管	19, 246 (H24/3/31)	385 (H24/10/1)	371 (H24/10/1)
更生保護法人	165 (H25/4/1)		57 (H25/4/1)	29 (H25/4/1)
特定非営利活動法人	47, 548 (H25/3/31)		428 (H25/4/25)	45 (H25/4/17)

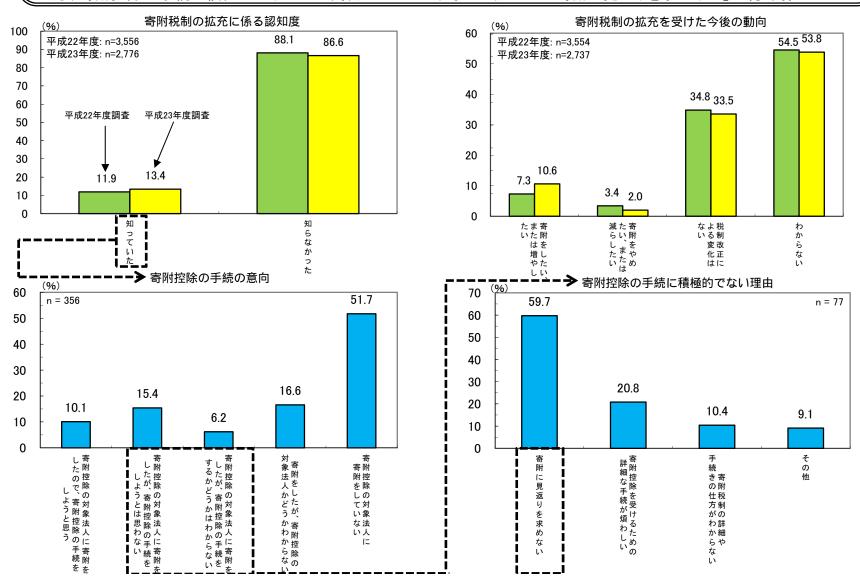
(注)H23年度税制改正により、PST基準について、

相対値基準(寄附金が総収入に占める割合が1/5以上)に加えて、 絶対値基準(各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること)等が導入された。

寄附税制の拡充に係る国民の認知度等

「平成23年度国民生活選好度調査」(調査期間:平成24年3月21日~30日)によると、

- 平成23 年度の寄附税制の拡充について「知っている」と答えた割合は13.4%に増加(昨年度調査11.9%)。
- 寄附税制の拡充を受けて「寄附をしたい、または増やしたい」と答えた割合も10.6%に増加(昨年度調査7.3%)。
- 寄附税制を知っていて「寄附控除の対象法人に寄附をしたので、寄附控除の手続をしようと思う」人の割合は10.1%。他方、寄附控除の手続に積極的でない人の割合は21.6%で、その理由として「寄附に見返りを求めない」が約6割。



寄附税制の活用促進と改正NPO法の円滑な施行に向けた取組

1. 寄附税制・新認定制度の活用促進

説明会・意見交換会の実施

- ○全国6カ所でブロック会議を開催し、全国の所轄庁と意見交換を予定(平成25年5月~6月)
- 〇改正法の運用に係る課題等について、特に多くの法人を所轄する自治体を中心に意見交換 (平成25年2月)
- 〇地方公共団体への説明会を法改正後全国延べ31ヶ所で開催。
- 〇改正NPO法の概要、認定事務、寄附税制等について、特定非営利活動法人、会計士協会等に、 内閣府職員を講師として派遣する事業を平成24年10月より開始(実績:30回、当面の予定:3回)
- 〇地方公共団体による説明会:67都道府県·政令市、累計635回(平成24年10月1日までに内閣府 へ情報提供のあったものの集計値)

ホームページによる情報発信

- 〇平成24年10月以降、4回にわたって認証・認定事務に関する主な質問についてQ&Aとして内閣 府の見解をNPOホームページ上で公開。現在は、基本Q&A、個別事例Q&Aとして再整理し、N POホームページに掲載
- 〇新認定制度に基づく所轄庁認定特定非営利活動法人等の活動事例(団体概要、認定取得の動機、認定取得にあたっての課題、メリット等)についてNPOホームページ上で情報発信
- ○資産の総額の登記に関する登記懈怠への対応方針について所轄庁に事務連絡を送付し、NPOホームページ上で公開
- 〇事業報告書の遅れ、法令違反の取扱いといった新認定制度の運用に係る諸課題への対応方針 について、所轄庁に事務連絡を送付、NPOホームページ上で公開

寄附税制の活用促進と改正NPO法の円滑な施行に向けた取組

2. 改正NPO法の円滑な施行に向けた取組等

ホームページによる情報発信

- 〇法改正の内容、認証・認定制度に関する基礎知識、NPO法人向けの施策を検索できる施策ポータルの充実などを目的としたNPOホームページの大幅改修を実施。(平成25年3月29日)
- 〇「NPO法人ポータルサイト」を整備。基本情報や法人から提出された閲覧書類(定款、事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録)が閲覧可能とするよう拡充(平成24年10月1日)
- 〇日本財団など5法人が運営しているオンライン寄附サイトとNPOホームページとをリンク
- 〇講師派遣事業についてNPOホームページ上で広報し、随時受付

NPO法人会計基準の普及

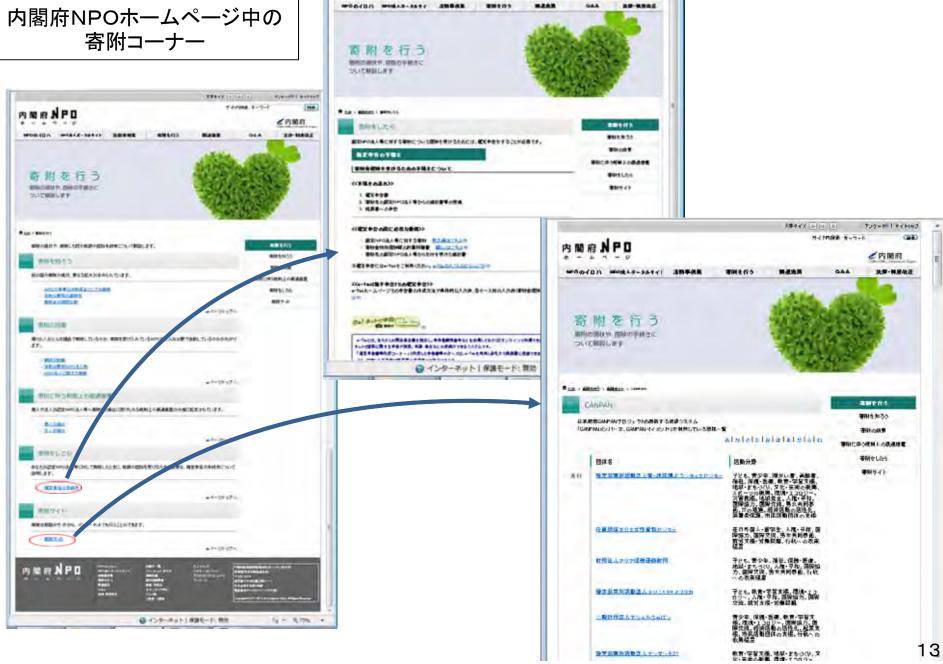
- 〇全国の所轄庁を対象としたNPO法人会計基準に関する説明会を開催(平成25年2月)
- ○特定非営利活動法人、自治体担当者向けに、内閣府職員が講師としてNPO法人会計基準に関する説明を実施(実績:4回、当面の予定:2回)

3. 被災地における取組

- 〇認定申請を検討中の法人を対象として、会計処理や申請書記入などに関する個別相談を実施(平成24年12月~平成25年3月)
- 〇被災3県NPO法人会計基準に準拠した計算書類作成のための会計セミナーを開催(平成25年2月 28日、3月1日、3月4日)
- 〇自治体、NPOセンター等、税理士会、会計士協会等を対象とした説明会を開催(平成24年8月)
- ○認定申請に関する説明会向けに、内閣府作成のパンフレット、リーフレット、手引きを追加配布



内閣府NPOホームページ中の



BRECK PIECE

SCHOOL SUSSE

for-int tries

∠nan